量蓄積が、一審当時よりはるかに深刻になってきているのに、原判決が法文の恣意的な解釈で、一審判決を覆えした違法を追及。

第三「温排水」の項では、「温排水は電気事業法で規制する」という国側の主張を批判し、該当条項とされている電気事業法第８条には、温排水規制の明文は無く、実際には、規制基準も無いままに、何の規制も行われていない実態が暴露され、温排水害は、まさに原子炉規制法の対象であると、原判決の違法性を明白にしている。

第五章「本件許可処分および原判決の違憲・違法」の第一「本件許可処分手続の違憲」では、原発の設置は周辺住民の生命・身体に関する基本的人権を侵害するのに、伊方の住民には、告知聴聞の機会を全く与えずに許可処分を行ったことは、憲法３１条などに違反していると、厳しく追及している。

第二「本件審査手続における法令違背」の項では、原判決が、一審判決以上のデタラメな法文解釈によって、伊方原発の安全審査手続面での数々のデタラメな違法行為を、個々に救済していることに対し、それでは、安全審査の全過程がデタラメな手続で行われたことを訴えた住民の意図ははぐらかされたとして、原判決の理由不備や法令違反を追及。

第三「ＴＭＩ事故は本件安全審査に影響を及ぼさないとした原判決の違法」の項では、ＴＭＩ事故の原因は「運転ミス」ではなく、まさに、原発安全評価上での重大な欠陥であり、また「運転ミス」も事故原因として安全審査の対象にせよとの法的根拠もあることなどを明らかにしつつ、「ＴＭＩ事故は本件安全審査と無関係」とした原判決のデタラメさと重大な違法を厳しく指摘している。

次に第四「伊方原発の危険性についての原判決の誤り」の項では、一審以来、住民側が指摘し続けてきた伊方原発安全審査内容の数々の欠陥が、原判決によって再び、「本件審査の合理性を損わない」として救済されたことを、８項目にわたって具体的に反論し、原判決の違法性を厳しく追及している。

「上告理由書」は「おわり」の項で、「いまや本件上告審は、人権擁護の砦としての使命を国民から負託された裁判所が真にその役割を果し得るか否かが、上告人はもとより、全国民の前で試される最後の機会となった」とのべ、「原判決を破棄し、本件許可処分を取消す」との判決を強く要求している。

会計報告（'85.6／1～7／3）

収入	
会　費	１９,０００
ニュース購読料	１３７,０００
「判決」売上金	７,５００
カンパ	１６,０００
コピー代金	３０,０００
計	２０９,５００
支出	
ニュース印刷代	２５,０００
郵送料	１０,６３０
振替手数料	１,１６０
「上告理由書」	
作成作業援助費	３４１,９１０
コピー印刷代	５５６,０００
提出行動援助費	７２,８００
ゼロックス・リース料	１４,３００
計	１,０２１,８００
差引	－８１２,３００
積立金合計	２９５,１２３

伊方訴訟ニュース

第１４３号

1985年7月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先：〒530 大阪市北区天満４-９-１５ 第一神明ビル 藤田法律事務所 ☎ 06-363-2112 口座 大阪３-48780

１号炉訴訟

最高裁に「上告理由書」を提出

原発規制のデタラメな法体系を告発

１９８４年１２月２７日、原告住民らは最高裁に、高松高裁の不当な判決に対する上告書を提出した。その後、弁護団を中心に「上告理由書」の作成作業が進められてきたが、さる６月２８日、原告団を代表して広野さんと大沢さんが、弁護団を代表した藤田・仲田両弁護士とともに高松高裁に赴き、労作の「上告理由書」を最高裁あてに提出した。

最高裁への上告理由は、法律によって、控訴審判決が違憲、理由齟齬、理由不備、あるいは、審理不尽・法令解釈の誤りなどによる法令違背、のどれかを犯していることを明記しなければならないことになっている。

「上告理由書」は、Ｂ５版の大きさで、本文５７７頁、約３０万字の大部な書面で、現在の我が国の原発規制法体系が違憲なものであり、高松高裁の控訴審判決が到る所で、上記の上告理由に相当した誤りを犯していることを、具体的に指摘している。そして、法の最後の番人と云われている最高裁に対し、「こんな無法ぶりでいいのか」と、厳しく迫る内容となっている。

「上告理由書」とともに、高松高裁に保管されていた全裁判記録も最高裁に移され、いよいよ最高裁での審理が始ることになる。弁護団では、最高裁としては初めて扱う原発訴訟であり、法的な問題点も多岐にわたっているため、審理には、最低５年の長年月を要するのではないかと予想している。（次頁に）

「上告理由書」の購読を

原発裁判としては始めて最高裁に上告された伊方原発行政訴訟の「理由書」は恐らく、我が国の裁判史にも残る文書となると思われます。何しろ大部なものですので印刷代だけでもかなりの額に上り下記のように高価なものとなりましたが、会員・読者の皆さんが購読を広めて下さることを期待しています。

記

伊方発電所原子炉設置許可処分
取消請求上告事件
上告理由書
Ｂ５版，本文５７７頁
購読代金（含送料）
１部１万円（会員・読者は半額）

また、その間、口頭弁論が行われる可能性も大きいと見込まれている。

以下に、「上告理由書」の目次と内容の概略を報告しておこう。

上告理由書目次

はじめに

第一章　原発の危険性と現行原発規制手続

第一　原発の危険性

一　はじめに

二　原子力発電の発電のしくみ

三　原発の危険性の根源

四　プルトニウムの恐怖

五　平常運転時に放出される放射能の恐ろしさ

六　伊方原子力発電所の技術的欠陥とその危険性

1　はじめに

2　炉心燃料の脆弱性とその危険

3　圧力容器と一次系配管の欠陥

4　破滅的大事故の恐怖と事故評価の欺瞞性

5　非常用炉心冷却装置（ＥＣＣＳ）は有効に作動しない

6　蒸気発生器細管の破損とその危険

7　原発の温排水による環境破壊の重大性

8　廃棄物および使用済燃料・廃炉の処理・処分の方法のない原発の建設は許されるべきではない。

9　伊方原発の立地選定の誤りとその危険性

七　おわりに

第二　現行原発設置規制手続

一　現行原発設置規制手続の実際

二　現行原発設置規制手続の問題点

1　住民参加の否定

2　資料の非公開

3　安全基準に問題

4　審査庁の不公正

第二章　現行原発設置規制手続法の違憲

第一　原子力基本法、原子炉規制法の違憲

一　原発と原子力損害賠償法

二　商業用原発の存在と住民の危険

三　原子炉規制法と逐条解説書

四　原子力基本法、原子炉規制法は憲法一三条、一四条、二五条、二九条違反

五　原子力基本法、原子炉規制法は憲法三一条違反

1　憲法三一条から要請される原発設置規制手続

2　現行規制手続法は違憲

第二　「基準」の違憲、違法

一　許可「基準」の意味について

1　危険物施設設置許可の憲法上の意味

2　許可「基準」の憲法上の意味

3　安全審査および「審査基準」の意味

4　本件安全審査に用いられた「基準」

5　本件の「基準」をめぐる争点

6　争点に対する上告人の主張

二　告示が憲法四一条等に違反することの判断遺脱

三　告示が憲法四一条等に違反することの判断の理由不備、判例違反の違法

四　「規則」は「規制法」の「執行命令」であるから「告示」に法的根拠あ

りとする判断の法令解釈の誤り

五　「告示」が「法律の委任」を欠いても違法でないとする判断には「災害対策基本法施行令一条」、「原子力防災計画」に関する判断の遺脱の違法がある

六　「告示」が「法律の委任」を欠いても違法ではないとする判断には「ＴＭＩ事故と同事故による退避」に関する判断の遺脱、審理不尽の違法がある

七　書証の記載どおりの事実を認むべきである場合に、書証を排斥した理由不備、判例違反の違法

八　立地審査指針は法規範性をもたないとする判断は憲法四一条違反

九　原子炉の安全性に関する判断は科学的「専門技術的知見に基づく」ので、規制法の「抽象的」規定は「具体的基準を下位の法令で定めることを是認している」から「委任」の規定を欠いても「告示」は違法でないとする判断は憲法四一条、国家行政組織法一三条に違反し、理由不備の違法がある

十　原判決には初歩的な論理法則違反があり、理由不備の違法がある

第三章　司法審査の範囲に関する原判決の誤り

第一　裁量処分論の誤り

一　原判決の裁量処分論

二　原子炉設置許可処分は裁量処分ではない

1　処分の性質と非裁量処分性

2　学説との対比

3　「羈束裁量」と「自由裁量」の相対化と原子炉設置許可処分

三　原判決の誤り

第二　司法審査の在り方についての誤り

第三　立証責任論の誤り

一　原判決の立証責任論

二　原判決の誤り

第四　結　論

第四章　本件安全審査における審査欠如の違法性

第一　固体廃棄物の最終処分

一　原判決の判示

二　固体廃棄物に関する現行法の規制

三　「廃棄」の概念について

1　「貯蔵」「保管」の概念

2　「廃棄」の概念

3　原判決の誤り

4　昭和五三年の改正法について

5　結　語

四　固体廃棄物の「最終処分」の不可欠性と「貯蔵」「保管」の危険性

1　固体廃棄物の「最終処分」の不可欠性

2　固体廃棄物の「貯蔵」「保管」の危険性

第二　使用済燃料およびその再処理

一　原判決の判示

二　使用済燃料・再処理・核燃料サイクル

1　使用済燃料

2　再処理

3　核燃料サイクル

三　使用済燃料に関する現行法の規制とその正しい解釈

四　原判決の誤り

五　使用済燃料の再処理について

1　再処理の現状

2　再処理の危険性
3　使用済燃料の「貯蔵」「保管」の危険性
第三　温排水
一　温排水とは
二　温排水についての審査義務
三　結　論
第五章　本件許可処分および原判決の違憲・違法
第一　本件許可処分手続の違憲
一　本件許可処分は憲法違反
二　原判決は憲法三一条の解釈を誤った
第二　本件審査手続における法令違背
一　原子炉設置許可手続における厳格な手続的適正さ・公正さの要求
二　本件審査手続のずさんさと、原判決によるその追認
三　手続の個別的瑕疵の不可分性、一体性及びその点に関する原判決の判断遺脱
四　手続の適法性の主張立証責任についての原判決の判断の法令違背、理由不備、理由齟齬
五　審査手続の実体について審理不尽
六　審査手続の瑕疵を容認した原判決には、審査手続に関する関係諸法令の解釈適用を誤った法令違背が存する
第三　TMI事故は本件安全審査に影響を及ぼさないとした原判決の違法
一　本件訴訟とTMI事故
二　原判決とその違法性
三　TMI事故の主たる原因は「運転操作の誤り」ではない
四　TMI事故の真の原因は本件安全審査にも共通した安全評価上の欠陥である
五　安全審査は「運転操作の誤り」を除外してはならない
六　意味不明の判示内容
七　結　論
第四　伊方原発の危険性についての原判決の誤り
一　平常時被曝
1　許容被曝線量概念を「許容」した原判決の違法及び違憲
(一)　放射線障害と原子炉規制法二四条一項四号
(二)　四号解釈における原判決の誤り
(三)　許容被曝線量概念批判、その違憲性
(四)　法令解釈の誤り、四号と「電力の供給その他公共の必要」
(1)　原子炉規制法一条と「電力の供給その他公共の必要」
(2)　原子力基本法の精神と「電力の供給その他公共の必要」
(3)　放射線障害防止の技術的基準に関する法律と「電力の供給その他公共の必要」
(4)　法令解釈の誤り
(五)　結　語
2　本件被曝線量の危険
(一)　原判決の法令解釈の誤り
(1)　立証責任違背
(2)　経験則違背
(二)　しきい値
(三)　突然変異の倍加線量及びBEIR報告について

(四)　結　語
3　平常運転時における放射性物質管理
(一)　被曝評価の欠落及び過小評価
(二)　ベータ線の全身被曝線量
(三)　気体廃棄物について
(四)　液体廃棄物について
(五)　結　語
二　作業者被曝
1　原判決の判示
2　原判決の誤り
(一)　作業者被曝の危険
(二)　原判決の誤り
三　燃料棒
1　ホットチャンネル係数
2　DNB比
3　内面酸化割合
4　燃料棒曲り事故と制御棒の操作不可能
5　相変態による燃料被覆管の破断
6　LOCA時燃料被覆管の酸化割合
7　被覆材最高温度
8　LOCA時燃料被覆管の破裂割合とLOCA時荷重に対する燃料被覆管の機械強度
9　美浜一号炉の事故隠しについて
四　一次冷却材圧力バウンダリ
1　原判決の法令違背
2　安全設計審査指針における基準
3　圧力容器および一次冷却系配管について
(一)　中性子照射による圧力容器の脆化
(1)　圧力容器脆化の不可避性と脆性破壊の危険性
(2)　脆化状態把握の困難性ー監視用試験片検査法の欠陥
(二)　応力腐食割れおよび疲労き裂
(1)　一次冷却系配管損傷事故
(2)　応力腐食割れ
(3)　疲労き裂
(4)　漏洩検知方法の欠陥
(三)　結　論
4　蒸気発生器細管について
(一)　蒸気発生器細管事故の重大性と現実性
(1)　蒸気発生器の機能と構造
(2)　蒸気発生器細管事故の重大性
(3)　多発する蒸気発生器細管事故
(二)　ずさんな安全審査
(三)　蒸気発生器細管の非健全性
(1)　蒸気発生器細管損傷の実態に基づかない試験結果
(2)　水処理方法の変更の欺瞞性
(3)　検査方法の無効性
(四)　結　論
5　まとめ
五　ECCS
1　二次給水系の故障によるLOCA（原判決の経験則違反）
2　安全設計審査指針違反（原判決の法令適用の誤り）
3　本件原子炉ECCSの基準不適合性（原判決の判断遺脱）
六　地震と地盤
1　序
2　地震および耐震設計について
(一)　地震歴調査における巨大地震

の無視

(1) 問題の所在

(2) 原判決の記載

(3) 原判決の誤り

(4) 上告理由

(二) 想定地震のマグニチュードの過小評価

(1) 問題の所在

(2) 原判決とそれが引用する第一審の判決

(3) 原判決の誤り

(4) 上告理由

(三) 加速度評価の誤り

(1) 問題の所在

(2) 原判決が引用する一審判決

(3) 原判決の誤り

(4) 上告理由

3 地盤について

(一) 問題の所在

(二) 原判決とそれが引用する一審判決

(三) 原判決の誤り

(四) 上告理由

4 中央構造線について

(一) 問題の所在

(二) 原判決の記載

(三) 原判決の誤り

(四) 上告理由

5 結 論

七 災害評価

1 はじめに

2 災害評価の基準

3 恣意的な災害評価

八 四国電力の技術的能力の欠陥

1 原判決の判断

2 原判決の原子炉規制法二四条一項三号解釈の誤り

3 技術的能力の欠如は運転員の養成の実態によっても明らかである

4 TMI事故でも明らかとなった技術的能力の欠如

5 結 論

おわりに

上告理由書の概要

第一章「原発の危険性と現行原発規制手続」は導入部である。第一「原発の危険性」では、莫大な放射性毒物をかかえて運転する伊方原発の技術上の本質的な欠陥、立地送定のずさんさ、さらには放射性廃棄物の処分の当てのないままの建設、運転の無謀など、違憲と云わざるを得ない危険容認の実態を暴く。

第二「現行原発規制手続」では、伊方原発が設置許可を受けるまでの法的手続を概括し、次の4つの問題点を指摘。①許可手続に住民が参加する機会が全くないこと。②安全審査資料が完全には公開されていないこと。③安全審査のために不可決な諸基準が、どれ一つとして法的に明確なものはなく、「災害の防止上支障がないこと」という抽象的な規定しか法的には存在していないこと。④安全審査は原発推進論者が担当し不公正であること。

第二章「現行原発規制手続法の違憲」の第一「原子力基本法、原子炉規制法の違憲」では、原子力損害賠償法の成立過程の具体的な検証を通して、超危険物である上に、技術的にも問題だらけの原発を、政治的に無理矢理に営利を目的とする商業施設に仕立て上げた過程が浮きぼりにされ、さらに、新しい法律が出来れば必らず逐条解説書が関係官庁の手

で作られるのに、原子炉規制法に関しては、施行以来すでに28年も経過しているのに、いまだに一冊の解説書もないことは、それが法の体裁さえ保っていない証拠であると、鋭く指摘されている。

このように従来の法概念で律し切れない原発を、さも規制可能なように見せかけている原子炉規制法、および、それを生み出した原子力基本法は、違憲以外の何物でもないと論断している。

第二「基準は違憲・違法」の項では、原発の安全審査に用いられている基準が、法的に全く認知されていないインチキなものであることが詳述されている。原発以外の公害発生源や火薬工場に対しては、国会が承認した法律、または、それの委任を受けて定められた明確な基準が存在しているのに、超危険施設の原発については、そうした手続を経ない「告示」、「指示」、「めやす」といった怪しげな基準しかない。

高松高裁の判決（以下原判決という）は「原発の設置が当然に周辺住民の生命・身体の安全を害うとは云えない」とか、「原発の安全性の判断は科学的・専門技術的知見に基づくので、明確な委任の規定なしに基準を作ることができる」などと判示したが、それらが、いかにデタラメで、違憲なものであるかを具体的に指摘している。

第三章「司法審査の範囲に関する原判決の誤り」の第一「裁量処分論」の誤り」では、原判決が採用した裁量処分論に対して、「原子炉が安全か否かの判断は、とりも直さず、国民の基本的人権を侵害するか否かの判断に外ならず、行政庁の裁量の入り込む余地は存しない」と厳しく反論し、「原子炉が安全であるか否かの法的判断とは、たとえば裁判所から見て安全性に疑問があると考えられる場合、たとえそれが科学的に杞憂に過ぎないことが将来証明される運命にあったとしても、これを安全でないと判断することである」と、明快に断じ、原判決の違法を鋭く指摘している。

第二「立証責任論の誤り」では、原判決が「行政庁は自己の判断が不合理でないことを主張立証すべきである」と、一見もっともらしくのべていることに対し、「不合理でないこと」の範囲には、「合理的かどうか分らない場合」も含まれているため、結局は、非力な住民側が「不合理であること」を立証しなければ勝てないということであると、原判決のゴマカシと違法を暴露している。

第四章「本件安全審査における審査欠如の違法性」では、原判決が、「固体廃棄物の最終処分」、「使用済燃料およびその再処理」、および「温排水」の三項目を、安全審査の対象でないと判示したことの違法性が追及されている。

第一「固体廃棄物の最終処分」の項では、原判決が、気体・液体廃棄物については「廃棄」は「最終処分」を意味するが、固体廃棄物の「廃棄」には「貯蔵・保管」も含まれており、安全審査の対象はそこまでで、「最終処分」については実施の時に審査すればいい、と珍妙な解釈を示したことに対して、関連法令条文を引き合いに出しつつ、「廃棄」とは「最終処分」あるいは「最終廃棄」を意味する以外の何物でもないことを明快に示し、原判決の違法を指摘。

第二「使用済燃料およびその再処理」では、再処理の行きづまりと使用済燃料の原発内多